

引越荷物特別約款（第2種）
2010年4月版

第1条（保険期間）

普通保険約款および運送業者貨物賠償責任保険特別約款の規定にかかわらず、運送人が運送に付随する貨物の取り外し、梱包、開梱、据付その他保険証券記載の作業を請け負っている場合はその作業中もこの保険契約は有効に存続しているものとします。

第2条（保険金の支払いが制限される貨物－1）

引越荷物の中に運送業者貨物賠償責任保険特別約款第5条（条件制限貨物の取扱い）および第6条（除外貨物の取扱い）に定める条件制限貨物および除外貨物が含まれる場合には、それらの規定（ただし、保険証券に特に規定がある場合はその規定を優先します。）により制限される保険条件を優先して適用します。

第3条（保険金の支払いが制限される貨物－2）

時価額が1点あたり50万円を超える引越荷物については、1点あたり50万円を限度に保険金を支払います。

第4条（保険金の支払基準）

修理が可能な損害の場合は修理費または時価のどちらか低い方を限度として保険金を支払います。

第5条（保険金を支払わない場合）

当社は、次の①から④までのいずれかの事由により生じた賠償責任を負担することによって被る損害に対しては保険金を支払いません。

- ① 運送業者貨物賠償責任保険特別約款第3条（保険金を支払わない場合－その1）および第4条（保険金を支払わない場合－その2）に規定する損害
- ② 引越荷物の一部または全部がペアーまたはセット物である場合について、滅失または損傷を被った部分がペアーまたはセットとして特別な価値を有していた場合の受損部分の価値を超える損害
- ③ 楽器類の音質・音色の変化、弦のゆるみ、自然に起こる音律不調による損害
- ④ 家電製品 パソコン等の機械類について、外観上、損傷が認められない場合の電氣的 機械的故障による損害

第6条（この特約に記載のない事項）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定を適用します。

以下余白